

## 2021 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・ 修了予定者に係る就職について（申合せ）のポイント

2021 年度（2022 年 3 月）に卒業・修了予定の学生の就職活動について、大学等において取り組むべき事項及び企業等へ要請する事項のポイントは、以下のとおりです。

### 〈今回の申合せのポイント〉

#### 【本文（大学等で遵守する事項）】

1. 就職・採用選考活動の日程を遵守すること。
  - 広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の 3月1日以降
  - 採用選考活動開始：卒業・修了年度の 6月1日以降
  - 正式な内定日：卒業・修了年度の 10月1日以降
2. 採用選考日等で不都合が生じた場合において、企業に相談が可能であることの周知や特定の企業に偏らない様々な企業情報の積極的な提供に努めること。
3. 学業への 取組状況の適切な評価に資する情報の提供が可能な大学においては、当該情報を積極的に提供すること。
4. セクシュアルハラスメント等の学生の悩み事について、相談しやすい窓口の充実等に努めること。
5. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用など学事日程に十分配慮すること。
6. 企業等に対して、申合せ内容の周知を図ること。

#### 【別紙（企業等への要請事項）】

1. （就職・採用活動日程の遵守）
2. 学業への配慮
  - 採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること。
  - 遠隔地の学生に対し、多様な通信手段などを活用すること。
3. 日本人海外留学生・外国人留学生などに対し、多様な採用選考機会を積極的に周知・提供すること。

4. 学生の個人情報の取扱い等についての法令遵守や、セクシュアルハラスメント等の防止を徹底すること。
5. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用など学事日程に十分配慮すること。
6. 採用選考に当たり、学業成果を表す書類を早期に取得し、採用面接等において積極的に活用するなど、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。
7. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。